

渡ニ兎徒衆云々喜多方書  
在ラサルナ以ア此舉事ニ關  
ナルヤガ告カ故障趣旨書ナ  
シタルモノカ被告ハ右場合  
レハ何ソ故障書ナ以テ之カ  
請求ナ受ケザル事件ニ付判  
原言渡ニ証人ナ指名シテ請  
スルニ云々証ハトテ喚問  
人ハ裁判上最重大有用ナル  
人ノ如キハ被告詞訟ナ拒絶  
保ルノミナラス被告カ利  
被告カ拒絶ノ証トスル者ナ  
非法第百七十條ノ原則アル  
イ呼出サレヌ因テ故障申立  
其吉渡ハ法律ニ據リ言渡  
名喚ノ上御訊問云々トアリ  
ナラス抑被告カ犯罪ノ証憑充  
分ナラスヘキハ勿論ナル  
百七十條ノ成規ニ反ケタル不法ノ吉渡ナリト謂ハセムナ  
リテ即証人ナ喚出ス「當然ナルニ是ナ呼出サリ」とハ何  
等ノ理由ナリシヤ其正當ノ理由ナ示サル上ハ治罪法第  
一百七十條ニ該番ノ不充分ナル點ヲ充分ニスヘキハ勿論ナル  
ニ又此手順ニ出サリシハ亦不法ノ判決ナリトス要スルニ  
原言渡ニ治罪法第百七十條第三百二十八條ノ法文ニ反キ  
タル判決ニ係ルノミナラス抑被告カ犯罪ノ証憑充  
分ナラスハ即ナ上文ノ如キニ之ヲ有罪觀シ重罪裁判所ヘ移ス  
トノ理番ノ吉渡ナ認可セシハ事實ナ祖詰即ナ擬律ノ錯誤  
ニ係ル不法ノ吉渡ニシテ治罪法第四百十條第九項ノ場合  
ニ適當スル破毀ノ原由アルモノトス因テ治罪法第四百二  
十八條第四百二十九條ニ據リ原吉渡ナ破毀シ本院ニ於テ  
更ニ裁判スル左ノ細シ  
判決 羽島諦吾ガ被告事件ハ犯罪ノ証憑ナキニ依リ治罪  
法第二百二十四條ニ照シ其訴ナ免シ且放免ス  
大審院ニ於テ檢事澄川拙三立會宣告ス

時事新報

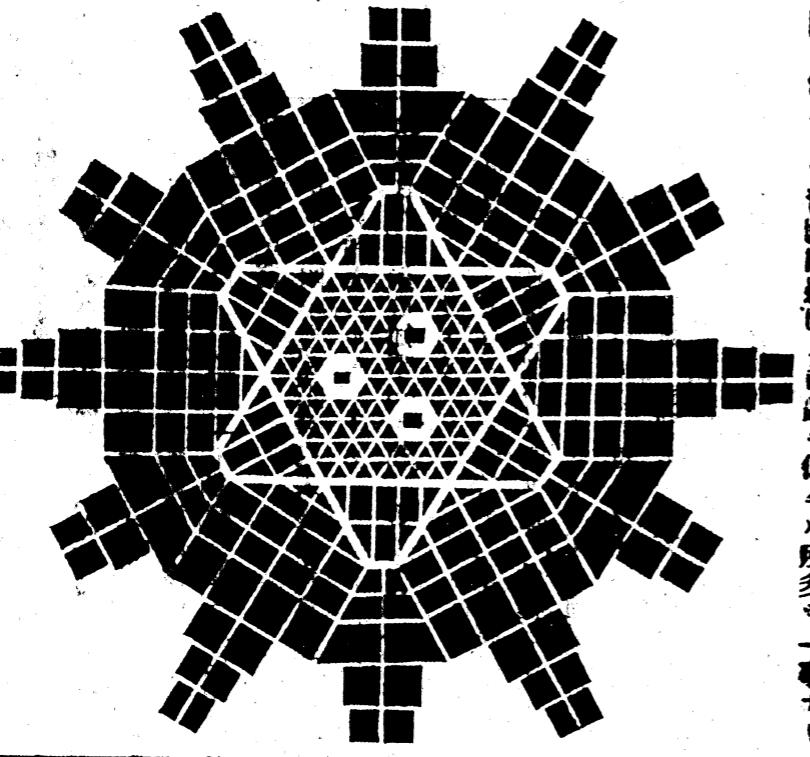
裁判長判事		
專任	判事	關岡内重後
判事	武昌久	義臣
記事	黑谷千昌	孚里
書記	陰山岩直	秀方

前條ニ記載スル如ク市區ノ構造ハ四角六角八角及ビ圓形トモ各其長所アリ亦其短所アリテ專ラ其一ヲ採ルベカラズ依テ各形ノ長所ナ集合シテ爰ニ市區ノ新離形ヲ製シタル調査書中那邊ノ箇條類ニ附スルロ被告ハ道路ノ原因ナカルベカラムハ構造ニ係シテ行政官ハ付ニ付若松警察署ヘ突然拘押告語吾ハ明治十六年三月二十差出シタリ又明治十六年四月廿八日喜多方警察署ハ  
レトニ付若松警察署ヘ突然拘押告語吾ハ明治十六年三月二十差出シタリ又明治十六年四月廿八日喜多方警察署ハ  
レトニ付若松警察署ヘ拘引セラレノ身分ニシテ右暴擧ニ直接受けタルノ事實聚衆ノ犯罪接ニモ又關係セシ廉モナ告カ毎々赤城平六方ニ出クル現場及ヒ赤城平六方ノ事實ニ付若松警察署ヘ  
シ証憑アルナシ面シテ被告カ兎徒衆ノ事實ハ其理由ナケルト雖ヒ其上申書ナ檢  
察局ナ又上文ノ如ク其理由ナセムハ法ニ背セタルニ非ス  
由ナ明示スヘキハ相當ナシタルト雖ヒ其上申書ナ檢  
察局ナ又上文ノ如ク其理由ナセムハ法ニ背セタルニ非ス  
第一月六日被告カ上申書  
如ナレハ乞フ願クハ胚人

或ハ街道等ノ市内ノ横断スルヲアルガ如キ是ナリ地位ノ  
都合ニ由リテ何レノ方角ニ市街ヲ增築スルモ差支ナキ都  
御尋問アレハ事實明瞭ナル「火ナ見ルヨ、明ナリ」トア  
リテ即証人ナ喚出ス「當然ナルニ是ナ呼出サリ」とハ何  
等ノ理由ナリシヤ其正當ノ理由ナ示サル上ハ治罪法第  
一百七十條ニ該番ノ不充分ナル點ヲ充分ニスヘキハ勿論ナル  
ニ又此手順ニ出サリシハ亦不法ノ判決ナリトス要スルニ  
原言渡ニ治罪法第百七十條第三百二十八條ノ法文ニ反キ  
タル判決ニ係ルノミナラス抑被告カ犯罪ノ証憑充  
分ナラスハ即ナ上文ノ如キニ之ヲ有罪觀シ重罪裁判所ヘ移ス  
トノ理番ノ吉渡ナ認可セシハ事實ナ祖詰即ナ擬律ノ錯誤  
ニ係ル不法ノ吉渡ニシテ治罪法第四百十條第九項ノ場合  
ニ適當スル破毀ノ原由アルモノトス因テ治罪法第四百二  
十八條第四百二十九條ニ據リ原吉渡ナ破毀シ本院ニ於テ  
更ニ裁判スル左ノ細シ  
判決 羽島諦吾ガ被告事件ハ犯罪ノ証憑ナキニ依リ治罪  
法第二百二十四條ニ照シ其訴ナ免シ且放免ス  
大審院ニ於テ檢事澄川拙三立會宣告ス

前條ニ記載スル如ク市區ノ構造ハ四角六角八角及ビ圓形トモ各其長所アリ亦其短所アリテ專ラ其一ヲ採ルベカラズ依テ各形ノ長所ナ集合シテ爰ニ市區ノ新離形ヲ製シタル調査書中那邊ノ箇條類ニ附スルロ被告ハ道路ノ原因ナカルベカラムハ構造ニ係シテ行政官ハ付ニ付若松警察署ヘ突然拘押告語吾ハ明治十六年三月二十差出シタリ又明治十六年四月廿八日喜多方警察署ハ  
レトニ付若松警察署ヘ拘引セラレノ身分ニシテ右暴擧ニ直接受けタルノ事實聚衆ノ犯罪接ニモ又關係セシ廉モナ告カ毎々赤城平六方ニ出クル現場及ヒ赤城平六方ノ事實ニ付若松警察署ヘ  
シ証憑アルナシ面シテ被告カ兎徒衆ノ事實ハ其理由ナセムハ法ニ背セタルニ非ス  
由ナ明示スヘキハ相當ナシタルト雖ヒ其上申書ナ檢  
察局ナ又上文ノ如ク其理由ナセムハ法ニ背セタルニ非ス  
第一月六日被告カ上申書  
如ナレハ乞フ願クハ胚人

以上ハ單ニ幾何學ノミノ点ヨリ市區改良法ヲ論ズルモノ  
ナリ更ニ轉シテ地理、氣象、貿易及び政治等ノ点ヨリ觀察  
スル件ハ尙未研究セザル可ラザルモノ基多シ蓋シ道路  
ノ方向ハ地形ノクノ制セラル、少シナカフズ例へバ河流  
ハテシテ市區改良法ヲ論ズルモノナリ



久シク狹隘區域ニ限ラタルガタメ道路極メア狭ク  
家屋極メア高ク人煙極メテ稠密ナリ面シテ商賣遊嬉  
公私一切ノ事務ヲ此中ニ集合シ諸會社、寺院、官廳、  
劇場等ヘ一モ此區内ヲ去ルコナシ又大道外ノ各集落  
ヘ其道跡概子皆中央區ノ方間ニ通シ自然ニ隔ノ較ニ  
集マル狀形アリ集落ハ道路セ廣ク人口モ少ナク寒塵  
ノ間ニ空地ナモ存シ中央區ノ热闹ニ引換ヘテ甚ダ閑  
靜ナリ奥太利國難也納府ノ如キ時世ノ變遷ニ由テ漸  
次舊都會ニ就異シ都ハタル最良ノ一例タルヘン  
又地形ノ都合ニ由リ市街ヲ擴張スルニ各方一樣ナル  
「能ハザルセノアリ白印義國「アントワーヌ」府ノ如  
キ「スケルト」河ニ面スルガタメニ近特其郭外ノ集落  
ト合併シテ其全府ノ形ナ半月ナ成スニ至リタリ或ハ  
佛國「カレー」府ノ如キ郭外唯一個ノ集落ナ有スルノ  
ミニテ此集落ハ中央區ニ比スレハ人煙却テ稠密ナリ  
トス又一朝忽ナ都會ノ形狀ヲ變スルハ城壁ノ撤去ノ  
ヨニ由ルコラス大火ノタメ全市域ハ其大部分ヲ灰  
燐ニ附シタル後之ヲ再築スルニ當リ大コ市區ヲ改正  
レ新美風ヲ建テ一朝ニシテ其面目ヲ改ムル「多シ佛  
國「レン」府カ千七百二十年ノ大火ニ舊市街ヲ一拂シ  
新ニ整然タルノ美麗ノ市街ヲ現出シタルガ如キ是ナ  
リ或ハ又人力ナ以テ舊市街ヲ徹シ代ヘニ善美ノ新市  
街ナ以テスルニアリ此場合ニ於テハ從來府内ノ最陋  
陋ノ巷間ナリシモノ先ツ此變化ヲ受ケ一飛シテ府内  
最壯麗ノ市街トナルヲ常トス「ホウスマニ」氏ガ執政  
中佛國巴黎及ビ其他ノ都府ニ施行シタルモノハ此一  
例ナリ

以上ハ我輩ガ市區改良法ニ關スル意見ノ大略ナリ我  
輩ハ固ヨリ此變開ニ關シ十分ニ論究シ尽シタリト云  
ニ非ス唯我輩ハ市區改良ノ緊要ナルト其良法ヲ論定  
スルコノ困難ナルト且ツ從來世人ノ妄信スル四角形  
ノ市區ノ實用ニ不適當ナルトナ世ニ公示スルナ以テ  
足レリトスルノミ

### 雜報

○大嘗會　御神體武并よ大嘗會の盛典は嗣後總て西  
京み及く御花行相成る付宮殿保存の儀を太政官よ  
り宮内省へ當て總わたりたる由ありしが此頃岩倉右府  
井上參議香川宮内少輔其他書記官方數名は西京行ハ  
課より属官三名出張して京都御苑内大宮御所の修繕  
を加へ居し夕酒差急さ各國大使公使等の參席と設け  
當日より引續き二日間節會の盛典を執行するに付  
諸事取扱への爲めなりと云ふ右又付過般宮内省内匠

井上參議香川宮内少輔其他書記官方數名は西京行ハ  
課より属官三名出張して京都御苑内大宮御所の修繕  
を加へ居し夕酒差急さ各國大使公使等の參席と設け

家屋極メア高ク人煙極メテ稠密ナリ面シテ商賣遊嬉  
公私一切ノ事務ヲ此中ニ集合シ諸會社、寺院、官廳、  
劇場等ヘ一モ此區内ヲ去ルコナシ又大道外ノ各集落  
ヘ其道跡概子皆中央區ノ方間ニ通シ自然ニ隔ノ較ニ  
集マル狀形アリ集落ハ道路セ廣ク人口モ少ナク寒塵  
ノ間ニ空地ナモ存シ中央區ノ热闹ニ引換ヘテ甚ダ閑  
靜ナリ奥太利國難也納府ノ如キ時世ノ變遷ニ由テ漸  
次舊都會ニ就異シ都ハタル最良ノ一例タルヘン  
又地形ノ都合ニ由リ市街ヲ擴張スルニ各方一樣ナル  
「能ハザルセノアリ白印義國「アントワーヌ」府ノ如  
キ「スケルト」河ニ面スルガタメニ近特其郭外ノ集落  
ト合併シテ其全府ノ形ナ半月ナ成スニ至リタリ或ハ  
佛國「カレー」府ノ如キ郭外唯一個ノ集落ナ有スルノ  
ミニテ此集落ハ中央區ニ比スレハ人煙却テ稠密ナリ  
トス又一朝忽ナ都會ノ形狀ヲ變スルハ城壁ノ撤去ノ  
ヨニ由ルコラス大火ノタメ全市域ハ其大部分ヲ灰  
燐ニ附シタル後之ヲ再築スルニ當リ大コ市區ヲ改正  
レ新美風ヲ建テ一朝ニシテ其面目ヲ改ムル「多シ佛  
國「レン」府カ千七百二十年ノ大火ニ舊市街ヲ一拂シ  
新ニ整然タルノ美麗ノ市街ヲ現出シタルガ如キ是ナ  
リ或ハ又人力ナ以テ舊市街ヲ徹シ代ヘニ善美ノ新市  
街ナ以テスルニアリ此場合ニ於テハ從來府内ノ最陋  
陋ノ巷間ナリシモノ先ツ此變化ヲ受ケ一飛シテ府内  
最壯麗ノ市街トナルヲ常トス「ホウスマニ」氏ガ執政  
中佛國巴黎及ビ其他ノ都府ニ施行シタルモノハ此一  
例ナリ

以上ハ我輩ガ市區改良法ニ關スル意見ノ大略ナリ我  
輩ハ固ヨリ此變開ニ關シ十分ニ論究シ尽シタリト云  
ニ非ス唯我輩ハ市區改良ノ緊要ナルト其良法ヲ論定  
スルコノ困難ナルト且ツ從來世人ノ妄信スル四角形  
ノ市區ノ實用ニ不適當ナルトナ世ニ公示スルナ以テ  
足レリトスルノミ

### 雜報

○大嘗會　御神體武并よ大嘗會の盛典は嗣後總て西  
京み及く御花行相成る付宮殿保存の儀を太政官よ  
り宮内省へ當て總わたりたる由ありしが此頃岩倉右府  
井上參議香川宮内少輔其他書記官方數名は西京行ハ  
課より属官三名出張して京都御苑内大宮御所の修繕  
を加へ居し夕酒差急さ各國大使公使等の參席と設け  
當日より引續き二日間節會の盛典を執行するに付  
諸事取扱への爲めなりと云ふ右又付過般宮内省内匠

井上參議香川宮内少輔其他書記官方數名は西京行ハ  
課より属官三名出張して京都御苑内大宮御所の修繕  
を加へ居し夕酒差急さ各國大使公使等の參席と設け

通行も自在あるしむる由此費用は六千五百圓餘なり  
と尤も大嘗會は明治四年十一月東京皇城内ニ於て假  
て御執行ありしも今度更本式を舉行する由既に  
桂宮を宮内省出張所となり岩倉右府、岩倉二等掌典  
等ハ同宮より御執行ありて御式の事を取調中ありとク果  
して信あるや否やは保し難き事あれと目出度御大禮  
の事あれを聞くゲまゝ斯くハ記しぬ

○官報擔當 文書局より監督は山縣參議より仰付けられ  
文書課長の關書記官反譯課長は荒川書記官小命せら  
れさる由又院省廳の報告主任の參事院より清浦、  
大森、久保田の三書記官（久保田氏ハ文書局）兼務會計  
検査奉て河畔書記官元老院にては鶴山書記官外務  
省より宮本、石橋、近藤、柳谷の四書記官内務省より  
ハ何、岡田兩書記官大藏省より成川書記官並ふ横  
瀬御用掛陸軍省より清水少佐海軍省より南郷書  
記官並に村上六等出仕文部省にては高橋書記官農商  
務省にては長瀬御用掛工部省にて吉田御用掛司法  
省にて佐和、丁野等の兩一等書記東京府より田沼  
書記官等ありと

○歸任 この程より御用かて出京中の船越千葉縣令  
ハ昨日歸任のよし

○文部省達 官吏懲戒例并ふ行政官吏服務記律等は  
府縣立町村立學校長教員及び書記へも無論適用す  
旨去る廿六日福岡文部卿より各府縣へ達ありより  
○寺田歩兵少佐 開院宮へ隨行して佛國より在留中あ  
る寺田歩兵少佐は今度同國駐在の公使館附を仰付か  
れり

○米韓條約批准交換 朝鮮在留米國新任公使フート氏  
ハ五月十四日京城より入り同十七日より米韓條約の批  
准交換を濟せたるよ玄又神戸英國領事アストン氏ハ  
四月上旬朝鮮京城より開税の事ふ付談判する所わ  
りたれとも十分協議ふ至りて同月下旬一旦日本  
より歸りざるが又候急々朝鮮より赴き米國公使フート氏  
より先だつ五六日前より京城より着し取敢す米韓條約の事  
ふえて關して韓廷の人々と談話せし趣意もありしや  
ふ聞きしゲ其十七日よりフート氏ダ首尾よく批准交換  
を済せたるハ甚だ速かあるほどあり

○日本艦船注文 過般英國に來航せし日本海軍少佐  
師佐左佐氏は軍艦ニ艘を買入る見込なる由或は  
新造とも依頼するあらんと云又共同運輸會社の伊東  
氏之新造若くハ買入かて都合八艘を購入へたる由龍  
島支那エキス、ブレスふ見へたり

○六方磅運送 英國倫敦府在留の共同運輸會社を長  
時間所營業地十七箇所引込日の御門通り同様馬車の

伊東萬吉氏ガ今度買入をし船舶四艘の

磅を一昨日其筋より同國公使館へ向け

よし

○英國の支那學 先年英國オキスフカ

夫ては支那學の一科を設けたりしク此ニ

ツヤ大學校よりもその一科を設け秋頃

在英公使トマスウニード氏あるべし

○賣金贈與 華族久松定謹君、舊伊豫松

舊海士族數名共同して福島縣下安積郡

地開墾より從事し目下追々盛大より赴くよ

ん爲資本金の内、若干を贈與した

○郵便函增量 駅逓局よりは府ト各區

事ハ前號ふ記しるタ昨廿九日より悉く

中より書状投入の都合あるべしとテ

○臨時區部會 昨日紙上より記載せし

時區部會は一昨日午後四時三十五分より

明治十六年度區部共有金調案及び十四年

費不足補充調案を議したるが其原案ハ

○區部共有金第壹號議案

明治十六年度區部共有金收入支

省にて佐和、丁野等の兩一等書記東京府より田沼

書記官等ありと

○歸任 この程より御用かて出京中の船越千葉縣令  
ハ昨日歸任のよし

○文部省達 官吏懲戒例并ふ行政官吏服務記律等は  
府縣立町村立學校長教員及び書記へも無論適用す  
旨去る廿六日福岡文部卿より各府縣へ達ありより  
○寺田歩兵少佐 開院宮へ隨行して佛國より在留中あ  
る寺田歩兵少佐は今度同國駐在の公使館附を仰付か  
れり

○米韓條約批准交換 朝鮮在留米國新任公使フート氏  
ハ五月十四日京城より入り同十七日より米韓條約の批  
准交換を濟せたるよ玄又神戸英國領事アストン氏ハ  
四月上旬朝鮮京城より開税の事ふ付談判する所わ  
りたれとも十分協議ふ至りて同月下旬一旦日本  
より歸りざるが又候急々朝鮮より赴き米國公使フート氏  
より先だつ五六日前より京城より着し取敢す米韓條約の事  
ふえて關して韓廷の人々と談話せし趣意もありしや  
ふ聞きしゲ其十七日よりフート氏ダ首尾よく批准交換  
を済せたるハ甚だ速かあるほどあり

○日本艦船注文 過般英國に來航せし日本海軍少佐  
師佐左佐氏は軍艦ニ艘を買入る見込なる由或は  
新造とも依頼するあらんと云又共同運輸會社の伊東  
氏之新造若くハ買入かて都合八艘を購入へたる由龍  
島支那エキス、ブレスふ見へたり

○六方磅運送 英國倫敦府在留の共同運輸會社を長

時間所營業地十七箇所引込日の御門通り同様馬車の

磅を一昨日其筋より同國公使館へ向け

よし

○英國の支那學 先年英國オキスフカ

夫ては支那學の一科を設けたりしク此ニ

ツヤ大學校よりもその一科を設け秋頃

在英公使トマスウニード氏あるべし

○賣金贈與 華族久松定謹君、舊伊豫松

舊海士族數名共同して福島縣下安積郡

地開墾より從事し目下追々盛大より赴くよ

ん爲資本金の内、若干を贈與した

○區部共有金第壹號議案

明治十六年度瓦斯局收入支出

収入ノ部

一金六万三千五百五十九圓

(内訳)金五千八百五十圓(備荒儲蓄)

瓦斯器械費綠替戻入金)金一万九

百三十六圓(瓦斯局ヨリ消却金)金三十五圓

合計金六万四千二百五十四圓七十一錢

(内訳)金三万六千四百六十三圓六

瓦斯器機費綠替戻入金)金千四百二

錢(貸付金利子)金二十二圓五十錢

合計金六万四千二百五十四圓七十一錢

(内訳)金五千八百五十圓(瓦斯製造

改修費本年度支出額

合計金六万三千五百五十九圓(未書)

収入差引 金六百九十五圓七十一錢

國部共有金第二號議案

明治十六年度瓦斯局收入支出

支出ノ部

一金六万三千五百五十九圓

(内訳)金一万七千六十四圓(街頭占

五圓、コーンス、タール貢却代)金五

百四十五圓(瓦斯局)

合計金六万三千五百五十九圓

(内訳)金二千七百六十圓(備給)金

五百四十圓(瓦斯器機費綠替戻入金)

合計金六万三千五百五十九圓